伊勢市農業委員会 第189回 総会議事録

H 時 令和3年9月15日(水)13時53分~14時59分 場 所 御蘭総合支所 2-4会議堂 出席委員 15名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 善宏 山添 久憲 5番 4番 川端 6 番 神廣 敏夫 中澤 利吉 8番 中西 重喜 7番 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 18番 大西 正義 欠席委員 4名 9番 東浦 弘行 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 19番 森北 雅博 総会出席職員 農業委員会事務局 日置 幸美(局長) 中野 雅之(係長) 上野 結女(会計年度任用職員) 農林水産課 青木 茉耶 (会計年度任用職員) 会議録署名者 中川 亜沙美 10番 中西 正平 1番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 付議事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

報告事項

- 1. 農地利用変更届出書について
- 2. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)
- 3. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)
- 4. その他

議長

定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会 第189回総会を開会いたします。

本日の出席者は<u>15</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。 よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、 議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

なかがわ あさみ

1番の中川 亜沙実さん

なかにし まさひら

10番の中西 正平さん

のご両名にお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局 長

それでは付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上あわせて6件でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明をお願いします。 係 長

では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。 1 ページをお願いします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 3 件、田が 9 筆 7,539 ㎡、畑が 3 筆 594 ㎡の計 12 筆 8,133 ㎡でございます

次のページをお願いします。内訳といたしましては、1番から3番 全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番と2番、こちらは売買で、同じ受人ですので併せて説明いたします。受人は1番で大湊町の田5筆と畑3筆の計8筆、2番で大湊町の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内【1391、1399、1426、1432と1427】と区域外【1347、1347-1、1347-2、1361-1】農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。なお、一部農地の状態として荒廃農地に近いと判断されてもおかしくないため、営農計画書の提出を求めました。稼働人員は4名でございます。

次ページ(1-2)をご覧ください。

3番、こちらも売買にございます。受人は一色町の田3筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は一色町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条 の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決 定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ4筆の $1,541 \,\mathrm{m}^2$ でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は神久3丁目の田4筆と一体利用地(所有の公衆用道路3筆 計20.68㎡)をあわせて、共同住宅1棟 建築面積229.01㎡及び駐車場20台分にしたいとの申請でございます。申請地は神久3丁目地内 久志本神社より西へ20mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として周囲に土留を設置するとのことでございます。そして本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、本案件は開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」でございます。件数は3件、内訳といたしまして、田が8筆3,030㎡、畑が2筆1,598㎡の計10筆4,628㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは令和3年6月28日付で農地法第5条にて許可した売買による 建売住宅14棟でございました。申し出によりますと、当初は譲受人が分譲計画 を予定していたが経営計画の見直しで分譲事業を縮小することになり、株式会社 フェイスジャパンが当初計画のまま事業を継承すると合意に至ったもので ございます。なお、転用申請が【5条—6番】で提出されております ので、その際に改めてご説明いたします。

2番、こちらは令和1年9月13日付で農地法第5条にて許可した売買による 太陽光発電施設設置でございました。申し出によりますと、譲受人が経営上の理 由で賃貸借することになり、井筒建設株式会社が了承し当初計画のまま事業 を継承すると合意に至ったものでございます。なお、転用申請が【5条 - 7番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

3番、こちらは平成9年4月30日付で農地法第5条にて許可した売買による住宅新築でございました。申し出によりますと、当初は譲受人が、住宅を新築する計画で取得したものの許可後に仕事の都合で県外に居住することになり、住宅建築の必要性がなくなったため、当初計画を変更し新たに住宅を建築したい承継人と合意に至ったものでございます。なお、転用申請が【5条-15番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第3号は、以上3件でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を承認いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は15件、内訳といたしまして、田が14筆6,886㎡、畑が14筆5,094㎡の計28第11,980㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 小松揮世久さんが、宇治今在家町の田2筆と畑1筆 計3筆933㎡を譲り受けて境内地にしたいとの申請でございます。申請地は宇治今在家町地内に点在する第2種農地でございます。なお、本申請に関しては、平成22年11月に相続した時点で現在の状態になっていたとの申述書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。事業計画として、申請地において、約4.0㎡間隔で杉の苗木100本と桧の苗木70本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理する計画ですが、既に植林済みということです。被害防除としては、盛土等は行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、排水は雨水のみで自然浸透とし、周辺の宮域林と一体のものとすることにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。

2番、こちらも売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 小松揮世久さんが、宇治今在家町の畑1筆132㎡を譲り受けて境内地にしたいとの申請でございます。申請地は宇治今在家町地内永井橋より北へ450mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。事業計画として、申請地において、約0.25㎡間隔で榊316本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理する計画です。被害防除としては、盛土等は行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、排水は雨水のみで自然浸透とし、周辺の宮域林と一体のものとすることにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。

3番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である村松町で建設業を営む浜口土木株式会社 代表取締役 濱口祐彦さんが、伊勢市が発注した「令和3年度 公下第3号 中央宮川第1分区汚水管渠面整備(その1)工事」を受注した関係で資材置場が必要となり、浦口4丁目の畑1筆を借りて、資材置場としたいとの申請にございます。期間は令和4年4月30日までとのことでございます。申請地は浦口3丁目地内 県立宇治山田高等学校より南へ260mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、既に着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透及び勾配をつけて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては、周囲に土留めを設置するとのことでございます。

4番、こちらは使用貸借にございます。借人が父親名義の小木町の登記地目 現況地目畑1筆を借り受けて、申請地に住宅 平屋1棟 建築面積131.97 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 箕曲神社より南へ260 mに位置する第3種農地にございます。申請地の面積が505㎡となっており、三重県農業会議が定める500㎡以下を上回っております。しかしながら申請時に理由書が添付されており、仮に分筆したとしても5㎡あまりの狭小農地を残しても有効活用ができないとの内容でございました。現地調査の結果、理由書の内容を確認したところでございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ペい率は26%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

5番、こちらは売買でございます。受人である岩渕1丁目で経理事務業を営む有限会社エイ企画 代表取締役 藤川哲さんが、下野町の田1筆を譲り受けて、法人が使用するための事務所 建築面積128.35㎡及び駐車場20台分としたいとの申請にございます。申請地は下野町地内 下野町公民館より北東へ320mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

6番、こちらも売買でございます。こちらは3号議案にてお認めいただきました事業計画変更に伴って改めて申請された案件にございます。本件は事業計画変更の承継人が、旭町の田8筆を譲り受け、建売住宅としたいとの申請にございます。受人である松阪市東町で不動産業を営む株式会社フェイスジャパン 代表取締役 中川雄斗さんが、旭町の田8筆を譲り受けて、建売住宅14棟 建築面積875.87㎡としたいとの申請にございます。申請地は旭町地内 市立宮山小学校より東へ150m位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、許可済のため斜線と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が3,000㎡を超える案件ですので三重県農業会議の常設審議委員会に諮る案件になります。この9月13日に開催された三重県農業会議 常設審議委員会に諮問しましたところ、適切との答申をいただいたところです。さらに本案件の転用面積は、

1,000 ㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第45条に基づき、 所管課である伊勢市都市整備部都市計画課に対して地位承継承認申請を行って いることを確認しております。

7番、こちらは賃貸借にございます。こちらは3号議案にてお認めいただきました事業計画変更にともなって改めて申請された案件にございます。本件は事業計画変更の承継人が、西豊浜町の畑1筆を賃貸借にて借り受け、太陽光発電施設としたいとの申請にございます。借人である井筒建設株式会社 代表取締役 井筒千津留さんが、西豊浜町の畑1筆を、借り受け太陽光発電施設としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 豊浜郵便局より南西へ320mに位置する第2種農地にございます。現地調査を行いましたが、許可済みのため内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては整地、フェンス設置済みのため現状のまま使用するとのことでございます。

8番、こちらも賃貸借でございます。借人は、西豊浜町の田1筆を借り受けて、太陽光発電設備 設置面積 335.66 ㎡としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より東へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は20年間となっており、双方協議の上更新することができるとなっております。

9番、こちらは売買でございます。受人である磯町で不動産事を営む株式会社 アンジュー 代表取締役 荒木孝行さんが、磯町の畑2筆を譲り受けて、所有権 が移転した後に伊勢市村松町で建設業を営む船谷建設株式会社 代表取締役 船谷哲司さんへの貸資材置場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元 町地内 近鉄小俣駅より北東へ130mに位置する第3種農地にございます。現地 調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被 害防除として離隔するとのことでございます。

10番、こちらは使用貸借でございます。祖母名義の小俣町明野の畑2筆を借り受けて、借人が申請地に店舗併用住宅平屋建て1棟 建築面積120.07㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より南西へ370mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリート

ブロックを設置するとのことでございます。

11番、こちらは売買でございます。受人である多気郡明和町で建設業を営む有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷泰介さんが、小俣町宮前の畑1筆を譲り受けて、資材置場としたいとの申請にございます。申請地は小俣町宮前地内宮前公園より西へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除として、コンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

12番、こちらも売買でございます。受人である松阪市高町で不動産業を営む 丸亀不動産有限会社 代表取締役 竹上秀洋さんが、小俣町湯田の畑2筆を譲り 受けて、建売住宅四棟 建築面積212.82㎡としたいとの申請にございます。申 請地は小俣町湯田地内 湯田公園より南東へ380mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は23%で、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するとのことでございます。そして本案件の転用面積は、1,000㎡を超えるものでもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

13番、こちらも売買でございます。受人は、御薗町高向の畑2筆を譲り受けて、住宅 二階建て1棟 建築面積139.12㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は御薗町高向地内 高向西公園より南へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ペい率は43%で、排水は北側既下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

14番、こちらは賃貸借でございます。借人である御薗町長屋で自動車販売修理業を営む有限会社御薗屋商会 代表取締役 吉田哲也さんが、御薗町長屋の畑2筆を借り受けて、車両置場18台分としたいとの申請にございます。申請地は御薗町長屋地内 国道23号 長屋2交差点より南へ240mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、既に着工してしまったとのことで始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として整地とコンクリートブロックを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間

は3年間となっており、双方協議の上更新することができるとなっております。

15番、こちらは売買でございます。こちらは3号議案にてお認めいただきました事業計画変更にともなって改めて申請された案件にございます。本件は事業計画変更の承継人が、御薗町長屋の畑1筆を譲り受け、住宅としたいとの申請にございます。受人は、御薗町長屋の畑1筆を譲り受けて、住宅二階建て1棟 建築面積105.99㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は船江4丁目地内桧園公園より西へ70mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ペい率は35%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除として周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断して おります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございました ら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第 5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可すること に決定いたしました。なお、5番、6番、12番につきましては、開発 案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事 務局の説明をお願いします。

係 長

5ページをお願いします。議案第 5 号 非農地証明願についてでございます。件数は 6 件、内訳といたしまして、田が 3 筆 496 ㎡、畑が 6 筆 1,184 ㎡の 計 9 筆 1,680 ㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。

次ページ (5-1) をご覧ください。

1番、久世戸町の畑2筆で現況は山林でございます。こちらは、平成3年に相続した時点で既に山林化しており現在に至るとのことで、 航空写真を提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

2番、浦口4丁目の田と畑各1筆 計2筆で現況は宅地でございます。こちらの2筆は、昭和44年当時居宅を新築し、利用していたとのことで、課税証明を提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

3番、神久3丁目と4丁目の田各1筆 計2筆で現況は宅地でございます。こちらはそれぞれ、平成12年と昭和47年に倉庫を建築し、利用していたとのことで、課税証明を提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

4番、上地町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは、昭和 34年当時居宅を新築し、利用していたとのことで、建物登記簿謄本を 提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

5番、二見町江の畑1筆で現況は山林でございます。こちらは、昭和58年頃から耕作できなくなり山林化してしまったとのことで、航空写真を提出した上での非農地証明の願い出があがっております。

6番、御薗町高向の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは、 平成3年頃に居宅を新築し、利用していたとのことで、課税証明を提 出した上での非農地証明の願い出があがっております。

議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木 (農林水産課)

それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は10件で、田のみ14筆の14,249㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の1,971 m²
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が8件で、田のみ11筆の10,738 m²。
- ◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の1,540 m²。

以上件数は10件で、田のみ14筆の14,249㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何か質問、ご 異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第6号 伊勢市農用地利 用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決 定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地利用変更届出書について

……2件(説明内容記録省略)

- 2. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) ……1件(説明内容記録省略)
- 3. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より) ……1件 (説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いし ます。

係 長

それでは事務局から2点、連絡させていただきます。

1点目は、次回総会の開催場所ですが、御薗公民館 2階 講堂になります。通知させて頂きますが、お間違えの無いようお願いいたします。

2点目は9月の現地調査のお願いでございます。

- ・ 9 月 2 9 日 (水) 泉 一嘉 委員、 東浦 弘行 委員
- ・9月30日(木) 森北 雅弘 委員、 岩尾 昭 委員

にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。 連絡は以上でございます。ありがとうございました。

議長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第189回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ざいました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。
伊勢市農業委員会 総会
議 長
<u>委員</u>
<u>委員</u>